

大変重要なお知らせです！

※The Staff-V 給与ご担当者様にお渡し下さい

雇用保険料率の変更について

拝啓

貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。この度、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの雇用保険料率が改定されます。つきましては、後述の【変更方法】をご参照の上、雇用保険料率の変更処理を行って頂きます様お願い申し上げます。尚、詳しい改定内容については所轄の労働局またはハローワークにお問い合わせ下さい。

敬具

【参考資料】

- 雇用保険料率の変更は、令和 5 年 4 月以降の期間に係る雇用保険料を計算する前に行ってください。

		本人負担分	事業所負担分	全体率
現行	一般事業	5.0/1000	8.5/1000	13.5/1000
	農林水産・清酒製造業	6.0/1000	9.5/1000	15.5/1000
	建設事業	6.0/1000	10.5/1000	16.5/1000
令和 5 年 4 月以降	一般事業	6.0/1000	9.5/1000	15.5/1000
	農林水産・清酒製造業	7.0/1000	10.5/1000	17.5/1000
	建設事業	7.0/1000	11.5/1000	18.5/1000

【変更方法】

1. 『設定』 - 【初期設定】 - 《給与》 - 《共通》タブを開きます。
2. 修正ボタンをクリックします。
3. 雇用保険料率を「就労者 0.600」「事業所 0.950」にそれぞれ修正します。
4. 登録ボタンをクリックします。
5. 「雇用保険料率の変更を他のマスタに反映させますか？」のメッセージウィンドウで「はい」をクリックします。
6. 修正前の料率と同じ料率が設定されている『設定』 - 【事業所マスタ】 - 《銀行・保険》タブの雇用保険料率、及び『顧客』 - 【顧客マスタ】 - 《その他》タブの雇用保険料率が新料率に変更されます。ただし、【初期設定】 - 《給与》 - 《共通》タブの雇用保険料率と異なる料率が設定されている場合は、各マスタで修正を行ってください。
7. 上記の変更以降に給与・賞与計算をすると、新料率で徴収されます。

『設定』 - 【初期設定】 - 《給与》 - 《共通》タブ

労働保険料率(%)	
	就労者 事業所
雇用保険料率	0.600 0.950
労災保険料率	0.3000
拠出金料率	0.0020

警告	
雇用保険料率の変更を他のマスタに反映させますか？	
<input type="button" value="はい(Y)"/>	<input type="button" value="いいえ(N)"/>

※ 改正内容の詳細については、下記の URL または所轄の労働局またはハローワークにお問い合わせ下さい。

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/001050206.pdf>